

「大正・昭和セツルメント論考」の視点

Perspectives of Discourses of Social Settlements in Taisho—Showa Era

柴田 謙 治

Kenji SHIBATA

第1節 研究の背景と目的—なぜ「大正・昭和期におけるセツルメント論考」か

(1) 「支えあい」から「人権を尊重する思想や価値」へ

本研究の目的は「今日の日本で顕在化する貧困問題に地域福祉論がどのように向かい合えばよいのか」を明らかにするために第二次世界大戦前のセツルメント論を検証することであり、それについては柴田謙治（2017, 2018a, 2018b, 2019a, 2019b, 2020）の冒頭で記してきた。したがって本論文では上述の研究を完結させるにあたり、その目的にたどり着いた過程を述べておきたい。本来このような論文は研究を開始する際に執筆されるべきだが、筆者の研究のスキルが不足していたこともあり、柴田謙治（2017）以降の論文を早期に公表することを優先させたのである。

筆者は2007年に『貧困と地域福祉活動—セツルメントと社会福祉協議会の記録』（みらい）を上梓した後は、「コミュニティワーク」や「現存するセツルメント」についての研究よりも、地域での「支えあい」にとどまらない「人権を尊重する思想や価値」の研究に惹かれるようになった。研究の「概念」を求めるために、柴田謙治（2014, 2015）という抽象的な論文を執筆した。

(2) 大正・昭和期におけるセツルメント論の魅力

柴田謙治（2014）の執筆と並行して、2013年9月21日に北星学園大学で開催された「日本社会福祉学会第61回秋季大会」の開催校企画シンポジウム「貧困と社会福祉—貧困問題への創造的実践を考える—」を聞き、シンポジストの藤田孝典氏からの「今日の貧困問題に、セツルメントはどのように関わるのか」という趣旨の発言に考えさせられた。2007年の著作をもとに、「セツルメントが存在する地域の多くが、貧困な住民が多い地域から一般的な地域に変わったため、日本に現存するセツルメントは、石井記念隣保館と西成市民館以外は今日の貧困問題に取り組めていない」と答えることは簡単だが、そのような「木で鼻を括る」返事ではいけないのではないかと考えさせられたのである。

2016年の6月には、志賀志那人研究会（代表・右田紀久恵）による『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』を読み、面白さのあまり、7月には柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』を、8月には大林宗嗣『セツルメントの研究』を読んだ。その結果、第二次世界大戦以前のセツルメント論では、今日の地域福祉論で継承されていない、重要なテーマが論じられて

いると感じて、2016年8月と2017年4月、5月に『賀川豊彦全集』と賀川に関連する著作を読んだ。

第2節 研究の素材と研究方法、進捗

(1) 研究の素材との出会い

志賀や大林の著作を読んで、第二次世界大戦前のセツルメント論でどのような議論があったのかを調べたくなり、2016年12月には日本福祉大学付属図書館を訪れ、戦前を代表する『社会事業』『社会福利』『社会事業研究』の三誌のなかから、セツルメントや隣保事業に関する論文を閲覧・複写した（欧米のセツルメントの紹介のみで、日本のセツルメントについて記載されていない論文は除外した）。三誌のいずれにも興味深い論文が多数含まれていたため、各誌をそれぞれ一日かけて確認し、3週間にわたって研究日に日本福祉大学付属図書館を訪れて、「研究の素材」と出会った。社会福祉の歴史研究では、人物史や特定の施設史の研究もおこなわれるが、本研究ではそのように特定化するよりも、当時のセツルメント論の全体像を把握することに焦点をあてた。

この過程で、「研究の素材」に出会うことの重要性を痛感した。かつてのソーシャルワーク研究では「事例との出会い」が重要であったが、今日では「理論との出会い」や「質的研究から得られたコードなどとの出会い」などが重要になった。また、量的研究はデータという「研究の素材」がなければ成立しないであろう。そして社会福祉を含めた歴史研究は、問題関心だけでなく、「研究の素材」としての「史資料との出会い」への依存度が高いのかもしれない。

(2) 研究方法と進捗

本研究は、公刊された論文の分析という方

法をとるが、倫理的配慮として「金城学院大学研究倫理指針」（2015年12月21日制定）ならびに「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」（2018年5月27日施行）、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」（2018年5月27日施行）、「社会事業史学会研究倫理指針」（2015年5月10日施行）を遵守して、執筆した。特に倫理面では「引用」や「差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語」に配慮した。

本研究の方法は歴史研究のため、同年の年末から複写した論文を読んで「読書メモ」を作成し、内容を整理した。当初は研究論文を1本でも書ければよいと考えていたが、戦前のセツルメント論がさまざまな論点を含んでいたことから論点ごとに整理して、前述の6本の論文を執筆した。柴田謙治（2017, 2018a, 2018b, 2019a, 2019b）は実質的には2017年度中に書きあげたが、「広げた風呂敷のたたみ方」に細心の注意を払ったため、柴田謙治（2020）の完成には2年間近くかかった。社会福祉の歴史研究では、過去から得られた知見を今日の社会福祉の制度や実践、運動につなげて、それらの前進に貢献することが期待されるが、それは容易ではないことを本研究でも痛感させられた。

筆者は大学院生時代に吉田久一による「セツルメントはその性格上自由主義的側面が濃厚であり、満州事変以降の国家主義的風潮の中で動揺をみせた。僅かに東大セツルメント等学生セツルメントには自由が残されていたが、それもおおむね日中戦争勃発前後までであった。社会運動的セツルメントはむしろ、自由主義的セツルメントも挫折経過を辿り、戦時中の隣保相扶の隣保事業に席をゆづって行くことになった」（1973：16-7）という一文の意味を理解しきれなかったが、柴田謙治

(2018a) を執筆して、理解できるようになった。

また、現存する日本のセツルメントの多くは、貧困問題に対応するコミュニティ・オーガニゼーションというセツルメントの魅力とは一定の距離があるため、2007年の著作を上梓した後は筆者のセツルメント研究への意欲は低下していた。しかし「過去のセツルメント論から学ぶ」作業によって、「現存する日本のセツルメントの研究」の枠を超えた論考が可能になり、セツルメント論への関心を回復することができた。

第3節 用語の定義と研究の視点①—大正・昭和期と人権思想

(1) 「大正・昭和期」に限定した理由

本研究を総括すると「大正・昭和期におけるセツルメント論考—地域福祉の人権思想を求めて」と表現できるが、以下では本研究を「日本のセツルメント論の通史」にせず、「大正・昭和期」に限定した理由を述べたい。

第一には、「明治期におけるセツルメントの実践の広がり乏しさと議論の範囲の限界」がある。この時期には1891（明治24）年にアリス・ペター・アダムス（Alice P. Adams）が相愛夜学校で活動を始め、1897（明治30）年に片山潜がキングスレイ館を設立したが、日本においてセツルメントの実践はまだ少数で、理論や議論も海外のセツルメントについての翻訳や紹介が中心の「輸入的な段階」であり、その範囲の広さや深まりには限界があった（西内1971：183, 36-7, 更井1999：9）。

第二に、第二次世界大戦終戦から高度成長期には日本のセツルメントも復興したものの（西内1971：75）、その後は学生セツルメントも苦しい時期を経験した（寒川セツルメント史出版プロジェクト2018：21）。また社会

福祉法人として生き残ったセツルメントのなかでも、独自のセツルメント論を展開したのは横須賀基督教社会館や川崎愛泉ホーム、横浜川崎愛泉ホームなどに限られており、第二次世界大戦終戦以前の「大正・昭和期」のような、議論や論点の多様性はみられない。

本研究ではこの二つの理由から、日本でもセツルメントや隣保事業の数が増え、日本の実情や課題も含めて、様々な議論が展開された「大正・昭和期（特に昭和初期まで）」に焦点を当てて、論考を試みた。

(2) 日本の仏教文化、儒教文化と社会事業の人権思想

大正・昭和期に欧米のセツルメントが日本に紹介され、キリスト教社会主義やマルクス主義に基づいたセツルメント運動が展開され、隣保事業への変容も含めて日本で受容されて、戦時体制下に変質させられた背景には、この時期の西洋的な思想や実践への憧れと日本における東洋的な思想との間での葛藤があったように思われる。なお以下の時期区分は、吉田（1989：11-2）による。

古代社会は原始宗教の時代でもあり、吉田は『古事記』に散見される障がい者についての記述や、『風土記』に記載されている行旅病者・死亡者に対する酷薄なまなざしから、「神話的世界の『冷酷軽薄』の史実も正直に見ておかねばならない。福祉意識は、むしろこの『穢』意識をいかに克服するかというテーマから発生していく現実を、冷静に認識する必要がある。重要なことは、日本人がいかに原始的禁忌や『自然的』人情から、『道徳的』義務としての『同情』等の思想を創造するかである」と述べている（吉田1989：20）。

セツルメント論が社会に発信する人権を尊重する思想や価値とは位相が異なるが、今日

の日本で「地域共生社会」を創造するためには、地域住民がこのような源流から生じる差別意識を克服することも重要である。日本でキリスト教の宣教が始められた当初にも、支配者がキリスト教を「邪教」として扱ったこともあって、宣教師が当時の日本人から否定的な反応を受けたこともあったが、少数派への差別という意味では、共通点があるのかもしれない。

吉田はこのような土壌のなかで、日本福祉思想の始祖的位置に聖徳太子をおき、神話的思想の否定に福祉思想の発生を見ようとしている。聖徳太子の福祉思想の中心は、『三経義疏』であり、その福祉思想（大乘仏教の菩薩観）には、①悟りへの実践に含まれる「布施」など、②「一切衆生病むをもって、このゆえに我病む」に含まれる、『穢』的な障害者観の克服、③仏教の教理に含まれる福祉思想・福祉対象・福祉方法の摂取、④物心一如をとる仏教の財施と法施の関係（前者は後者に弁証法的に含まれる）、⑤上下関係的視点をもつ儒教的仁愛的福祉思想と平等性に立つ仏教的慈悲の福祉思想の対比が含まれる（吉田1989：34-7）。

中世（封建前期）社会には、鎌倉仏教が日本福祉思想を深化させた。吉田によると、法然浄土教の福祉思想の核は「宿業観」からの解放であり、現世における諸問題の解決ではなく、浄土における未来の解放を示した。そして親鸞浄土教の「悪人正機」には、社会福祉の対象観やワーカー対クライアント観に含まれる上下関係の否定が含まれ、人間がもつ悪や煩惱の認識に基づく平等性と、forではなくwith togetherによる福祉対象と福祉主体の断絶の克服が含意されていた。差別を否定する、同朋という「類」的な思想も提供された。そして道元は、仏教福祉の動機を名聞利養や現世利益のためではなく、「捨身供養」

や「不借身命」を前提として、主体の純粹性を示した。また「自他不二」という客体対象認識により、自己と他者は個であるとともに、相互にかかわりがあることを示した（吉田1989：108, 115-6, 120, 127, 135-6）。

近世（封建後期）社会には、儒教が日本福祉思想を深化させた。朱子学の貝原益軒は、当時の秩序を是認しつつも、庶民の同情心や仁愛心を重視し、無告の病者・障害者・鰥寡孤独の貧窮者を「兄弟の内」（同胞）と考えて、惻隱の良心を「分」に応じて拡大する救済を示した。また古学派の荻生徂徠は、「安民」「安天下」の経世思想（経国済民）を展開した。同じく古学派の太宰春台は、経験的合理主義から米価や米穀の供給を安定させる政策が必要だと述べ、凶作や窮乏に備える義倉を提案した。そして幕藩体制動揺期に三浦梅園は、儒教の諸学派から学び、村落共同体に立脚しつつ、それを「四海みな兄弟」に拡張し、医師の立場から民衆生活に直結した仁愛思想を提起し、二宮尊徳等の実践的農村改良へと仲介した。また村の困窮者を「あすはわが身」や「一村兄弟」という共感意識に基づいて仲間と認識し、分に応じて能力や財を拠出するなど少しずつでも協力する意義を説いた。そして貧農出身の二宮尊徳は、「原初的な」儒教的志士仁人的福祉思想を超えて、報徳思想を体系化した。「貧富相済」「経済と道徳の一致」「共存共栄」により、施者だけでなく受者も一元的に推譲する主体と客体の「相互帰一的同一性」、**「勤勞一分度-推譲」という仕法の実践、無利息で金を貸し付ける「恵んで費やさず」、村落単位での復興、平時からの対策という特徴的な思想を実践した**（吉田1989：206-9, 232, 235, 237-8, 266-7, 287-94）。

明治維新期には宣教師であるヘボンが使命感に基づくキリスト教的慈善をおこない、日

本慈善思想に人格を基礎とした四民平等、性道德についてのピューリタンの倫理をもたらした。また啓蒙思想家の中村正直は『西国立志編』や『自由之理』で自助や勤勉、自発的な慈善事業を紹介し、加藤弘之（弘蔵）も被差別部落解放論において、天賦人権説を唱えた。ただし加藤は後に、ダーウィンの優勝劣敗理論をとるようになったといわれている（吉田 1989：320, 331）。幕藩体制が終焉し、明治時代にキリスト教が伝えられた時に、それらを積極的に受容した人のなかには、封建体制下で抑圧され、人権の尊重や平等を希求していた人も含まれていた。その人たちがキリスト教や人権思想を受容し、大正期の社会にマルクス主義も含めて流行した背景には、それ以前に仏教や儒教でも上述のような「苦しむ人への共感」や連帯性の認識が醸成され、西洋の思想を受容する人権土壌となったのかもしれない。ただし第二次世界大戦の戦時下には、思想的な「先祖がえり」もみられた。

そして近代国家確立期から産業革命期までには、「公的救済思想」が展開された。この思想は、明治10年代には封建的惰民観と自由放任主義的惰民観が癒着したものであったが、明治20年代にはモッセやシュタイン、グナイストなどがドイツの国家有機体思想を伝えて後藤新平の公的救済思想に影響を与え、産業革命期には後藤新平から窪田静太郎に引き継がれて、帝国主義形成期の井上友一による地方改良運動、小河滋次郎や林市蔵などによる方面委員制度の形成へとつながっていった（吉田 1989：342, 345-7, 385-6）。

また社会政策学では金井延が、社会政策を国家有機体の一部に起きる疾患への対策であり、その疾患は国民全部に影響すると説明して、国家主義と結合させた。またイギリスの社会改良主義も摂取された（吉田 1989：348-9）。社会事業の思想において「大正・昭和

期」は、キリスト教、マルクス主義、東洋的な思想が交錯する時期であり、セツルメントの実践とそこから生じる思想や理論は、それらの思想が交錯するアリーナだったのである。

第4節 用語の定義と研究の視点②—セツルメントの定義と論考の視点

(1) セツルメントの定義と「セツルメント論考」の視点

筆者は大学生の時に西内潔の「日本セツルメント研究序説」を読んで以来、「問題の多い地区に教養のある人が意識的に、まず定住することが第一で、次いで、友人として交わり、地区の人々の欲求を満たすため、仕事が組織立てられるのである。そうして、その目的は『人格的常時接触＝人格交流運動』によって、地区の人々の心身両面の向上を図り、生活改善や防貧事業を行い、地区の要求を入れて福祉増進を計ることが、セツルメントの狙いである」（西内 1971：2-3）という西内によるセツルメントの定義を、疑わずに用いてきた。

しかし前述のように、『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』や『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』、大林宗嗣『セツルメントの研究』を読み終えると、西内によるセツルメントの定義は間違いではないものの、物足りなさもあることに気づくようになった。筆者はセツルメント論の古典を繙くうちに、西内のセツルメント論に安住せず、過去のセツルメント論の蓄積を掘り起こして、そこで論じられた豊かな内容を盛り込んだ、新たなセツルメント論を示す必要性を感じるようになった。

とはいえ「新たなセツルメント論を示すこと」は、浅学菲才の筆者にとっては容易ではない。ただし、前述の西内による定義の、①

貧困な人が集住する地域における心身両面のニーズ、②実践者による定住、③実践の方法としての「人格的交流」と「地区の要求」の重視、④生活改善や防貧事業という目的という「構成」を参考にして、柴田謙治（2017, 2018a, 2018b, 2019a, 2019, 2020）で得られた知見を加味すると、筆者なりの「セトルメント論考の視点」にたどり着くことはできる。

まず「①貧困な人が集住する地域における心身両面のニーズ」については、柴田謙治（2018a, 2019b）で、「①貧困問題についての構造的な認識と実存へのまなざし」という視点を得ることができ、セトルメント従事者は双方をもつことによって、自身が差別的になることを防止し、構造的不正義に取り組む動機を得ることができるようになることを示した。

一方西内の定義に含まれる「②実践者による定住」は、柴田謙治（2017, 2018a）で示したように、大正・昭和期のセトルメント・隣保事業についての論文などでは必ずしも重要な論点とはならなかったため、筆者の「セトルメント論考の視点」からは除外する。むしろ「①貧困問題についての構造的な認識と実存へのまなざし」が「セトルメントにかかわる動機」につながる過程と論理が重要であり、柴田謙治（2019b）では賀川豊彦の「罪からの解放」や「贖罪」という動機を明らかにした。そのため「②実践者による定住」に替えて、「②キリスト教的な人権思想」として、マルクス主義が生存困難だったなかで、「贖罪」というキリスト教的な動機が「上から」ではない関係性を構築し、そこでは二者択一的ではなく、人間の「複数性」に基づいた対話的な思想が必要である、という視点を追加したい。

そして西内の定義に含まれる「④生活改善

や防貧事業という目的」については、柴田謙治（2017）、柴田謙治（2018a）で、「③セトルメント運動の目的で自明とされていた、『貧困問題の解決』に必要な論点」として、「物質的欠乏の充足と精神的欠乏の充足、地域性の涵養」を両立させることの難しさという知見を得たため、この論点では「社会政策との関連」についての議論が不可欠であることを強調したい。

西内の定義に含まれる「③実践の方法としての『人格的交流』と『地区の要求』の重視」については、柴田謙治（2017）、柴田謙治（2018a）、柴田謙治（2018b）、柴田謙治（2019a）で述べたように、大正・昭和期には「④支援の方法」として「総合的社会事業か教育的セトルメントか」が議論され、地域組織化の導入が論じられ、協同組合運動を通じた主体化と自治も展望されていたため、「視点」として示したい。以上が西内の定義から学びつつ、筆者なりにたどり着いた「セトルメント論考の視点」である。

(2) 「セトルメント論考の視点」とセトルメントの源流

実はこれらの視点については、日本でも議論され、英米のセトルメントの源流にも含まれていた。

例えば「①貧困問題についての構造的な認識と実存へのまなざし」に関連する見解として、高島進による「慈善事業の中でもセトルメントが貧困の社会性の認識に到達した」という「構造的な認識についての評価」がある。高島はトインビー・ホールの事業を「労働者や児童のための教育事業」、「住民の環境の改善と生活を向上させるための諸活動（『人生の充実』を含む）」、「協同組合や労働組合の支援・協力など地域住民の組織化」「地方行政への参加による住民の利益の確保」「社会

調査とそれに基づく社会改良の世論喚起」に分類し、セツルメントによる社会改良を重視した（1995：60-3）。

一方阿部志郎は、セツルメントに共通する思想的根底として人間観を挙げ、経済的価値や物質的価値に基づく18世紀的人間観をセツルメントが人格的人間観へと変化させ、人格のふれあいが教育的機能へとつながったことを重視している（1986：32-3, 1989：5）。どちらも正統的なセツルメント論だが、マルクス主義に基づいた高島の構造的な視点と、キリスト教に基づいた阿部の人間観と人格認識を「単一のセツルメント論」に統合することは、日本の社会事業思想におけるマルクス主義とキリスト教の関係を考えると、困難であったのかもしれない。しかし筆者は、構造的な視点とセツルメントの人間観・人格認識は「どちらかが正しい」というよりは「どちらも必要」だと考えており、そのような視点は伝統的なマルクス主義が勢いを失い、社会性のあるキリスト教思想が論じられるようになった現代にこそ、成立することができるのかもしれない。この点については柴田謙治（2019b）で論考した。

「②キリスト教的な人権思想」のなかでも「贖罪」という動機は、トインビー・ホールでもハル・ハウスでもみられた。トインビー・ホールを設立したバーネット夫妻の思想は、（1）人格性、（2）主体認識（貧困者や労働者階級は憐みの対象ではなく、歴史の主人公）、（3）社会改良主義とキリスト教社会主義に要約することができ、その根底にはキリスト教的な「罪の意識」があり、平等の基礎ともなった。ただしバーネット夫妻の貧困者への差別性を指摘する論文もあった（柴田謙治 2007b：120-1）。

トラットナーはアメリカにおけるソーシャル・セツルメントの思想として、①民主主義、

②友愛主義（貧しい人の友人・隣人）、③貧しい人だけでなく反社会的な人々や病人、要救護者にも関わる、④孤立した個人の向上よりも集団としての成長、⑤社会改良をあげた（Trattuner 1974=1987：138-41）。そしてハル・ハウスを設立し、アメリカのセツルメント運動に影響を与えたジェーン・アダムズも、自らの苦しみを加害者性の認識へと発展させ、贖罪を意識していた（木原 1998：63-4）。柴田謙治（2019b）で述べたように、日本でも賀川豊彦には贖罪という動機があったが、出発点が「個人の罪」だったこともあり、貧困な人たちへの差別的な認識も混在していた。この点に、今日の「構造的な不正義」論を贖罪につなげて考えるキリスト教思想との、時代的な相違がみられる。

「③セツルメント運動の目的で自明とされていた、『貧困問題の解決』に必要な論点（物質的欠乏の充足と精神的欠乏の充足や地域性の涵養の両立の難しさ、社会政策との関連の重要性）」については、日本とイギリス、アメリカでは福祉国家の性質と公私関係、時代的な相違などにより、単純に議論することはできない。ただし「④支援の方法」についてはハル・ハウスでも、慈善事業から社会事業に転換させた先駆性と社会正義の概念の導入、ソーシャルワークにおける社会的な視点の導入と保持、クライアントとの対等性と共働、アドボカシー、掛け橋（媒介）の思想があげられている（木原 1998：313-4, 66-7）。

柴田謙治（2018a）、柴田謙治（2018b）で述べたように、イギリスとアメリカのセツルメントから学んだ日本のセツルメントは、大正期には既に「④支援の方法」として教育的方向、社会事業のデパートメント、ソーシャルワークやコミュニティ・オーガニゼーションという選択肢を理論的には有していた。ただし当時のセツルメントが、自らの機関の状

況と実践能力に応じて、「④支援の方法」の選択を自覚的におこなうことができたのかは、「実践の質」によるのかもしれない。

なおセツルメントについては肯定的な評価だけでなく否定的な評価もあるため、筆者は本研究において過去のセツルメントやセツルメントにかかわる論者たちを、手放しに称賛するという立場は取らない。例えば三島亜紀子は、「セツルメント運動に携わる『植民者』(settler)たちは、植民地のメタファーを用いて貧困に陥ったものを救おうとしていたのだった」と指摘している(2017:52)。当時の欧米のセツルメント関係者のなかには、上流階級的な価値観をもち、そのようにふるまう者もいたようだし、貧困調査のなかにも、欧米以外の国を「未開地」と認識し、貧困な地域に住んでいた人たちについても、その延長線上に認識して、差別的な記述がみられるものも存在したことは事実である。ただし筆者は、それをもってセツルメント運動の意義を全否定するという立場とはらず、後のセツルメント運動がそのような側面をどのように克服したのかに着目したい。筆者は、特定の歴史や行為に対して批判する際には、そのために十分なエビデンスを収集したうえで、それらの改善に役立つような「建設的な批判」をおこなうことを心がけたい。

(3) その後のセツルメントにかかわる議論 の謎と本研究の視点

吉田久一は対象後半期のセツルメントの性格を、①伝統的なキリスト教型(社会連帯的社会改良型と社会事業を主としたもの)、②仏教型(寺院のセツルメント化と総合的社会事業)、③地方自治体や半官半民型、④階級調和型、⑤教化事業型、⑥大学型に分類した。「⑥大学型」については、近年において岡本(2018)や寒川セツルメント史出版プロジェ

クト(2018)などで「学生の成長」も含めた新たな視点による歴史の掘り起こしが進められているため、本研究では特別に焦点を当ててはしない。

むしろここでは、一番ヶ瀬康子が1964年3月に公表した「日本セツルメント史素描」で大正後半期のセツルメント数の「58施設」と推計したことを、吉田が「行政で行った調査は厳密にいてセツルメントと呼べないものも加わっている」指摘して、50前後と修正した事実に着目したい(1979:137)。歴史研究は事実を扱うため、数字が重要なことは理解できるが、セツルメント数のカウントでは「セツルメントと呼べるものと呼べないもの」という、運営主体や実践の質に基づいた「定義」も重要なのである。

ただし既存の日本のセツルメント研究では、運営主体や実践の質についてはあまり論じられてこなかったが、大正期には「託児所と図書室のみでセツルメントと称し、従事者もセツルメントの意義を十分に理解していない所もある」などの議論もあった(柴田謙治2017:28)。本研究ではセツルメントの運営主体や実践の質についても論考すべきであったが、筆者には永岡(2018)のように、大阪におけるセツルメントをキリスト教の教派ごとに分類し、特徴を考察することはできないため、個別のセツルメントの「実践の質」については、言及しなかった。

そのため、本研究の「理論史」という性格から、杉山(2018:4)のような、個別のセツルメントについての史実に基づいた考察とは若干の距離が生じた。ただし筆者は杉山の研究は、重要な労作だと認識している。社会福祉の歴史を研究する際に史実や事実と理論の対照が重要だが、筆者がセツルメント研究への意欲を回復するためには、後者を選択することが必要だったのである。

なお杉山は、一番ヶ瀬が上述の「日本セツルメント史素描」においてプロテスタント系のセツルメントを酷評したことに疑問を述べている（2015：77-8）。確かに一番ヶ瀬が書いた同論文には、イギリス型と比べてアメリカ型のセツルメントへの酷評が書かれており、興望館とマハヤナ学園は「アメリカのセツルメントの形体すなわち社会事業のデパートメントストア的な性格」として、労働運動との接触のなさを批判されている（1964=1994：215, 221-2, 234, 239-40）。筆者には、一番ヶ瀬がアメリカ型のセツルメントである興望館の寄付者に名前を連ねていたという記憶がある。一番ヶ瀬が上述の論文を執筆した時期には、社会政策に近い社会福祉学者の多くはアメリカ型のセツルメントよりもイギリス型のセツルメントに好意的であり、社会福祉学で社会福祉実践を肯定的に評価した一番ヶ瀬でも（1976：8-9）、この時期にはアメリカ型のセツルメントについて酷評せざるを得なかったのではないかと、推測する。

第5節 用語の定義と研究の視点③—なぜ

「地域福祉の人権思想を求めて」なのか

(1) 地域福祉の重要性と理論的な不確かさ、住民主体の揺らぎ

今日の日本社会において、地域福祉は重視されている。例えば野口定久は「地域コミュニティが克服しなければならない壁」として、多様な人権問題や施設コンフリクト、低所得者向け住宅の生存権に関わる問題、マンション改修時の低所得高齢者の追い出し、ごみ屋敷や孤独死などの事件を挙げた。既存の制度だけでは対応しきれない、狭間の問題が多発する今日では、縦割りの福祉を超えた地域福祉は重要だが、地縁組織の衰退と町内会・自治会の苦悩という現実もある（2016：77-79, 79-81, 109）。

しかし「地域福祉論」が確立したのかという点、不十分な点もある。かつて岡村重夫は地域福祉の概念を、①コミュニティケア、②一般地域組織化、③福祉組織化、④予防的社会福祉から構成されると説明した（1970：15, 1974：63）。ただし永岡正己によると、岡村は『戦争社会学研究』で示した国家の論理や人間の資源的認識、関係における相手否定の論理などを戦後に消去し、個人と社会の関係を主体性をもつ個人の社会的生活の面から追及するようになった（2012：39）。岡村の『地域福祉論』も戦後の岡村理論の延長線上にあるため、主体性や社会生活の重視など重要な目的概念や理念を示す一方で、権利や人権、国家と自治体行政の責任についての理論化は、十分ではなかった。

永田幹夫もまた、社会福祉協議会（以下「社協」と略）の職員たちが実践の現場から考案した地域福祉を「社会福祉サービスを必要とする個人・家族の自立を地域社会の場において図ることを目的とし、それを可能とする地域社会の統合化・基盤形成を図るうえに必要な環境改善サービスと对人的福祉サービス体系の創設・改善・確保・運用およびこれらの実現のためにすすめる組織化活動の総体」であり、①在宅福祉サービス、②環境改善サービス、③地域組織化などの組織活動から構成される、と定義した（永田 1985：36）。永田の地域福祉論は、社協が在宅福祉サービスを行政から受託して提供し、高齢社会に対応して社協組織を拡大するうえで理論的な基盤となったため、権利や人権、国家と自治体行政の責任については明記しにくかったと推察する。

今日の「地域福祉論」については柴田謙治（2020）で詳論したが、草創期の地域福祉論に比べると地域福祉の「前提条件」となる制度についての視点が、弱まりつつある。例え

ば岩田正美は、身近な人びとによる「支え合い」や寄り添い型「個別支援」と社会保障構造改革の狙う「制度の持続」の矛盾を指摘して、見知った人々の「人格的關係」を基礎とする前者と、「見知らぬ他人」の間の連帯の制度の持続である後者があるなかで、社会福祉という多面体は身近な「地域」と「個別支援」にだけ回収されないにもかかわらず、社会保障を持続させるための制度改革のもとで、地域での相互扶助や個別支援が特殊化形式による包摂に向けて、矛盾を孕みつつ登場していると指摘している(2016:414-6)。生活基盤の確保に関わる社会政策の検討をおこなわないまま「地域のつながり」を強調する地域福祉論は、実効性を欠きかねないし、首都圏一極集中化と地方の危機のなかで、地域ケアが「地域おこし」という側面と容易に結びつき、「地域」が無条件に展開されているという岩田の指摘にも、耳を傾けるべきである(2016:416)。

そして柴田謙治(2020)で論じたように、近年では厚生労働省が「住民主体の地域福祉」を提唱するようになり、「国家の論理」に基づく「人間の資源的認識」が危惧される状況もみられる。また、地域社会の重視が「地域とのつながりの強制」にならないような配慮も、必要である。柴田謙治(2020)では、本研究から得られた「セトルメント論考の視点」と今日の地域福祉論との関わりについて考察した。

(2) 今日の地域福祉論における人権にかかわる価値や思想の重要性

今日では財政面での制約により、公的なサービスや地域福祉の前提条件となる制度を充実させることは困難だが、それを理由に「前提条件」などを不問にして、機能的な視点のみから「地域での支え合い」を強調する

と、柴田謙治(2007)で掘り起こした「住民主体」は変質してしまう。今日の地域福祉論は、前提条件などを理論的な射程に入れず、機能的な観点からの理論構築に専心するのか、原点に回帰して重要な視点を取り戻すのかの、岐路に立たされている。

かつて右田紀久恵は、地域福祉を「生活権と生活圏を基盤とする一定の地域社会において、経済社会条件に規定されて地域住民が担われてきた生活問題を、生活原則・権利原則・住民主体原則に立脚して軽減・除去し、または発生を予防し、労働者・地域住民の主体的生活全般にかかわる水準を保障し、より高めるための社会的施策と方法の総体であって、具体的には労働者・地域住民の生活権保障と、個としての社会的自己実現を目的とする公私の制度・サービス体系、地域福祉計画・地域組織化・住民運動を基礎要件とする」と概念化し、後には”あらたな「公共」の構築”や主体論、内発性、自治性を内包した「自治型地域福祉」を提唱した(右田1973:1, 1993:9, 14-8)。地域福祉論の原点では、「地域での支え合い」の強調にとどまらず、人権にかかわる価値や思想が論じられていたのである。

とはいえ筆者は、かつての伝統的な社会福祉の権利論を今日において強調して済む、とは考えていない。例えば、西洋である程度普遍主義的な制度が確立した福祉国家が生成し、それらを前提条件としてボランティア部門やインフォーマル部門が独自の役割を果たす背景には、それらの国や社会において、人権にかかわる価値や思想が一定程度受容され、定着していることもあるであろう。一方韓国、あるいは日本のように普遍主義的な制度の確立が不十分ななかで福祉国家の再編を求められ、労働問題への対応や所得再分配効果に課題を残しつつ、地域(社会)福祉をす

すめる東アジアの後発福祉国家では（金 2008：218-24）、西洋の福祉国家ほどには人権にかかわる価値や思想が定着していないなかで「地域での支え合い」に頼らざるを得ないという、悩ましさがある。また、同じ「東アジアの後発福祉国家」といっても、1980年代に民主化を、そして1990年代に経済危機を経験した韓国人と、本稿の執筆時点で先進国の中では有給休暇の取得率が低く、ハラスメントへの罰則が設けられていない日本人とでは、人権にかかわる価値や思想に相違もあるように思われる。

（3）人権思想「史」の視点と価値

本研究に着手した当時の主題は「地域福祉の人権思想史」であったが、その主題に見合う水準の結論にたどり着けなかったため、「地域福祉の人権思想を求めて」という副題にとどまった。しかし人権思想「史」の視点は、重要である。

「人権とは何か」については柴田謙治（2020）で詳論したが、社会政策には「①自由権、②政治的権利、③社会的権利」という、歴史的な視点がある（Marshall & Bottomore 1992=1993：15）。

また柴田謙治（2020）では、人権についての思想だけでなく、思想にかかわる「価値」も重視した。例えば池田敬正は「社会共同の三段階」として、①第一段階（生産者が生産手段と結合せしめられたため、生産者は生産手段の所有者に人格的な従属を余儀なくされた。原始から古代、中世）。②第二段階（私的所有を拓げる資本主義がもたらす近代社会の下で実現され、生産者と生産手段が分離され、自由な労働者が出現するなかで、賃金労働者の生活の不安定さにより公的救済と慈善が成立した。それらは地域社会の安定をめざしたが、個人主義的自由論から批判され、人

格的差別も含まれていた）、③第三段階（自由により否定されながらも、自らの生活（生存）のために必要な共同を自律的に再生し、社会構造の現代化に基づいて人格的平等にもとづく市民権への政治的、社会的平等としての政治権と社会権が追加された）、を理論化し、「自由」の社会権への拡張を示した（2005：50-3）。

池田は、リバタリアンに端を発する「新自由主義の隆盛」については分析や解釈をおこなっていないが、筆者は「『自由』の社会権への拡張」の後に到来した「『自由』による社会権の制限」の息苦しきから逃れる道を求めて、この研究をおこなった。

【文献】

- 阿部志郎（1989）『福祉実践への架橋』海声社
阿部志郎（1986）「セツルメントからコミュニティ・ケアへ」阿部志郎編『地域福祉の思想と実践』海声社
一番ヶ瀬康子（1964=1994）「日本セツルメント史素描」『一番ヶ瀬康子社会福祉著作集第2巻 社会福祉の歴史研究』労働旬報社（初出は『日本女子大学文学部紀要』13号）
一番ヶ瀬康子（1976）「第1講 社会福祉への視点」一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論（新版）』有斐閣双書
池田敬正（2005）『福祉原論を考える』高菅出版
岩田正美（2016）『社会福祉のトポス』有斐閣
木原活信（1998）『J.アダムズの世界社会福祉実践思想の研究』川島書店
金成垣（2008）『後発福祉国家論』東京大学出版会
T. H. マーシャル／トム・ボットモア（岩崎信彦／中村健吾訳 1993）『シティズンシップと社会的階級』法律文化社（T. H. Marshall and Tom Bottomore（1992）“Citizenship And Social Class”）
三島重紀子（2017）『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか』勁草書房
永岡正己（2012）「第2章 岡村重夫の戦前と戦後」松本英孝・永岡正己・倉奈道隆編著『岡村理論の継承と展開 第1巻 社会福祉原理論』

- ミネルヴァ書房
- 永岡正己 (2018) 「大阪におけるセツルメントとキリスト教」日本キリスト教社会福祉学会『キリスト教社会福祉学研究』第51号
- 永田幹夫 (1985) 『改訂 地域福祉組織論』全国社会福祉協議会
- 西内潔 (1971) 『日本セツルメント研究序説』童心社
- 野口定久 (2016) 『人口減少時代の地域福祉』ミネルヴァ書房
- 大林宗嗣 (1925=2008) 『セツルメントの研究』慧文社
- 岡本周佳 (2018) 「1950年代後半から1960年代半ばにおける学生セツルメントの展開—社会福祉運動の視点から—」社会事業史学会『社会事業史研究』第54号
- 岡村重夫 (1970) 『地域福祉研究』柴田書店
- 岡村重夫 (1974) 『地域福祉論』光生館
- 寒川セツルメント史出版プロジェクト (2018) 『寒川セツルメント史』本の泉社
- 更井良夫 (1999) 『岡山県の生んだ四人の社会事業家』(第2版) 日本基督教社会事業同盟・日本キリスト教社会福祉学会
- 柴田謙治 (2007a) 「バーネット夫妻の思想: 転換期における先見性と人格性」日本生命済生会『地域福祉研究』No.35
- 柴田謙治 (2007b) 『貧困と地域福祉活動—セツルメントと社会福祉協議会の記録』みらい
- 柴田謙治 (2014) 「ロールズの『正義論』における正義と善の再検討—『支え合う論理』の正義論的な表現とヒューマニズムへの含意」『金城学院大学論集』(社会科学編) 第10巻第2号
- 柴田謙治 (2015) 「アマルティア・センの正義論—潜在能力の平等と共感、公共的推論」『金城学院大学論集』(社会科学編) 第12巻第1号
- 柴田謙治 (2017) 「戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の定義、目的と人権思想」『金城学院大学論集』(社会科学編) 第14巻第1号
- 柴田謙治 (2018a) 「戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の対象と運営主体、実践方法をめぐる議論」『金城学院大学論集』(社会科学編) 第14巻第2号
- 柴田謙治 (2018b) 「大林宗嗣と志賀志那人のセツルメント論—教育という方向と協同組合という方向」『金城学院大学論集』(社会科学編) 第15巻第1号
- 柴田謙治 (2019a) 「セツルメント・隣保事業の経済的事業と協同組合」『金城学院大学論集』(社会科学編) 第15巻第2号
- 柴田謙治 (2019b) 「賀川豊彦のセツルメント論と協同組合論、キリスト教—限界と可能性の併存、矛盾の意味」『金城学院大学論集』(社会科学編) 第16巻第1号
- 柴田謙治 (2020) 「セツルメント論と地域福祉論—一人権を尊重する価値を求めて」『金城学院大学論集』(社会科学編) 第16巻第2号
- 柴田善守編 (1981) 『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人研究会 (代表・右田紀久恵 2006) 『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書院
- 杉山博昭 (2015) 『『地方』の実践からみた日本キリスト教社会福祉—近代から戦後まで』ミネルヴァ書房
- 杉山博昭 (2018) 「東京におけるキリスト教セツルメントの動向—戦時下の困難から戦後の再建を通して」日本キリスト教社会福祉学会『キリスト教社会福祉学研究』第51号
- 高島進 (1995) 『社会福祉の歴史—慈善事業・救貧法から現代まで』ミネルヴァ書房
- ウォルター・トラットナー (古川孝順訳 1987) 『アメリカ社会福祉の歴史』川島書店 (Walter I. Trattner “From Poor Law to Welfare State—A History of Social Welfare in America” 1974)
- 右田紀久恵 (1973) 「地域福祉研究の基本的視点—その概念設定をも含めて」住谷磐・右田紀久恵編『現代の地域福祉』法律文化社
- 吉田久一 (1973) 「地域福祉論の系譜—戦前期」日本社会事業大学研究紀要『社会事業の諸問題』第21集
- 吉田久一 (1979) 『現代社会事業史研究』勁草書房
- 吉田久一 (1989) 『吉田久一著作集1 日本社会福祉思想史』川島書店
- 吉田久一 (1990) 『吉田久一著作集3 現代社会事業史研究』川島書店
- 吉田久一 (1995) 『日本社会福祉理論史』勁草書房